

(議長)

はい、次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

それでは、最後ですが一般質問を行います。

今回、1問目と2問目はいわゆる働き方の関係になろうかと思えます。3問目で介護保険に入ります。

では最初に、働き方改革のうちの1つ、町職員の関連について、1問目でお聞きしたいと思えます。新聞、テレビでも報道されておりますが、今国会・政府では働き方改革について大変いわば厳しい論議がされております。去る8日にも厚生労働省が働き方改革推進法の法案要綱を示しました。その中身は、テレビ、新聞でも色々報道されておりますが、いわゆる残業代をゼロにできる内容。残業規制をするといいながら、過労死ラインの残業時間を公的に容認する。そういう法案の要綱が出されております。到底、これは認められる内容ではない。今大きな批判の声が出ております。

さて、振り返って江差の役場、町職員の労働条件、これはどうなっているでしょうか。私は以下4項目について、質問したいと思えます。

まず、最初、ストレスチェックです。これは先だって私も質疑で取り上げましたが、労働衛生法の改正で昨年からは労働者50人以上の事業所では年1回のストレスチェック、この実施が義務付けられております。この背景にあるのは、仕事等で大変強いストレスを感じてメンタルヘルス不調を訴える労働者が全国的に年々増えていると、そういう実態があって法律改正がなされました。江差町の役場職員の中でも、私も30年前から議員の仕事させて頂いておりますけれども、何人もの町職員の、多くの問題に遭遇して参りました。そういう経験も踏まえて、2点この点でお聞きしたいと思えます。

まず、ストレスチェック、これは江差町役場でも実施しておりますが、その結果をお知らせください。

その2番目、また、そのストレスチェックの結果、集団的に分析して、必要な場合は職場の環境改善を進めるよう努力、努めると、そういう風にされております。江差町ではストレスチェックによる職場環境の改善が求められるということはあるのでしょうか。

この私の1問目で2つ目の項目です。労働時間の把握について、お聞きしたいと思えます。先程言いました国の働き方改革で、大きな問題になっている1つが、いわゆる時間外

労働、その規制です。働かせすぎだとか、サービス残業について等、果たしてこの江差町はどうなのかな、そういう観点でお聞きしたいと思うのですが。実はここに基本的な問題があります。まず労働時間を的確に、正確に、客観的に漏れなく、正しく労働時間を把握しているのか、この問題です。これがなければ、先程の働かせすぎだとか、サービス残業だとかっていうことが、的確な問題分析ができません。厚生労働省も、この問題については繰り返して通達を出しております。最近では、今年の1月20日付で厚生労働省の労働基準局長から、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準、こういうものが示されております。この基準とか、諸法令、色々あります。それに従って江差町役場ではどうなっているのか。管理職も含めた職員の労働時間の把握は適正に行われているのか、お聞きしたいと思います。

この項目で3つ目です。先程ちょっと言いました。時間外労働、さらには法律に権利として位置付けられております年休の取得、この点についてお聞きしたいと思います。この点で江差町の役場どうなっているのか3つお聞きします。

1つ、先程、色々国の話もしましたが、この問題についても国の通達等で時間外勤務の縮減、色々出されております。江差の町職員の時間外勤務の状況、改善されているのでしょうか。

2つ目、土日勤務の場合、色々江差町イベント等々、本当に多い。土日勤務の場合の代替措置、代休措置、それは適正に行われているのか。

で、この点で3つ目。先程ちょっと言った年休。年次有給休暇の取得状況はどうなっているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

大きな1番目の最後の質問の項目になります。

臨時職員の問題です。いわゆる働き方改革でこの数年問題になっているもう1つが、いわゆる非正規労働者のいわば劣悪な労働条件。この点について大きな社会問題になっております。江差の町職員は、色々資料も出して頂いておりますが、4割以上が非正規職員です。江差の役場に勤めている職員の4割以上が非正規労働者。季節的な雇用等、短い臨時職員も含めれば全体の約半数が、江差の役場で勤めている職員の半数が、非正規労働者ではないでしょうか。そういう実態からまず2点、この点についてお聞きしたいと思います。

まず1つ。正規労働者と非正規労働者の、非正規職員の賃金格差が大変問題になっておりますが、江差町の臨時職員の賃金は、この間見直し等行われているのでしょうか。

最後2つ目ですが、長期に継続して雇用されている臨時職員についてお聞きします。今回、今定例議会で資料要求を致しました。資料13で議員に出されております。この資料13を見ますと本当に私もびっくりしましたが、改めて。いわゆる臨時職員。臨時職員と言われていても、大変長く働いている職員が本当に多い。改めて認識しました。この資料を見ますと、例えば10年以上、臨時職員ですよ、臨時職員で10年以上継続して雇用している職員が20人。これはどう見ても正常ではない。きちっと正規雇用にすべきではないでしょうか。

まず、大きな1つ目の質問として、以上、お聞きしたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の1問目、職員の労働環境に関して4項目でのご質問でございます。

1つ目のストレスチェックに関してですが、高ストレス状態であると報告されたのが17人でありましたが、専門医への受診希望者はなかったところでございます。職場環境の点では、直近でメンタル症状のあった職員に対し、保健師からの指導助言や課長が症状を把握して対処しており、職場全体でサポートするという体制が整いつつあるものと考えております。

2つ目の労働時間の把握については、以前から申し上げておりますが、警備員が役場内日誌への退庁時間を記録していることに加え、時間外勤務命令の双方によって把握されております。管理職につきましても、役場、役場内日誌への退庁時間によって把握しているところであります。

3つ目の時間外勤務の状況については、時間外勤務をした場合、時間外手当の支給と代休を併用しているところでございます。時間外勤務の状況についてですが、職員個々においては、月の予定、週の予定、そして1日の予定を自らが立てながら業務に当たっておりますことから、その日の業務予定がクリアできない等、翌日に持ち込まないために、急遽時間外での勤務をしているところもあります。また、時期的な事業ではその準備に要する時間も必要であり、時には遅くまで勤務する場合もあることから、全体的に見ると時間外勤務は減っている状況とは言えない現状でございます。

年次有給休暇では、1年間の付与日数20日に対して、3年間の1、失礼しました。3年間の1人あたりの平均は8.2日となっている状況であります。

いずれに致しましても、時間外勤務の縮減に向けた業務のスケジュール管理に努めていきたいと考えておりますし、職員の健康面への配慮も行って参りたいと考えております。

4つ目の臨時職員についてですが、賃金の見直しは、平成28年に改善を行っており、その後においても人事院勧告による給料表の一部を引用していることから、賃金表は毎年継続して見直しを図っているところであります。また、平成32年には、地方自治法、地方公務員法の改正が予定されているところであり、臨時職員等の任用根拠が明確化され、手当の措置も必要となることが想定されていることから、そこでの見直しの必要性も考えているところでございます。また、長期雇用の正職員化についてであります。定員適正

化計画を基に全体的に考えていることから、現時点において正職員化は困難であるものと考えております。しかしながら、今後一部職種によっては考察する必要性が出てくる可能性があるものと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

今回資料として、もう少し江差の役場職員の実態をあの知る必要があるなという気もしましたが、私も役場に顔出している部分はきっと一般町民から見れば多いでしょう。さらには、私自身もかつて道職員として勤務の色々な問題点等も経験した立場から、なかなか表の数字、実態とその働いている本当の姿。表れている数字と実態がなかなかかけ離れている、という部分も、私もそれなりに承知しているつもりです。ですから、先程町長、答弁では、あまり問題点が浮かび上がるような答弁は、残念ながら出てこなかった。ただ、労働時間の部分で、時間外については減っている状況ではない。これが1つお認めになりました。それからもう1つ、有給休暇の取得率が非常に低いということもお認めになりました。この背景を見ると、やはり実態はきちっと労働時間を把握、もっと把握しなかったら分からないですよ。減っている、減っているとはいえないと言って、じゃあ江差の町職員の各課の状況がどうなっているか。先程のストレスチェックでいうと17人が高ストレス。これだって大変な問題だと思います。今日は、あまり数字的なことは言いませんが、私は改めて別な機会でもっとこの裏付けになる数字のことについても、また別な機会で聞きますので、その時宜しくお願いします。

今日は再質問で、あまり数字のこと言いませんが、まず、ストレスチェックの17人もいるという問題。これは今の答弁ですと、あまり真剣な対策が取られていないと私は感じる。全国的にも、今このストレスチェックをやって色々な対策取っております。まずそのストレスチェック、17人の高ストレスの方に、今医師の部分では希望していないということありましたけれども、私は、これはやはりきちっと督促すべきだと思うのです。それまずどうなっているのか。

それからもう1つ。17人がいるといっても残念ながらこれはプライバシーの問題もありますから、どこの課にどういうストレスの方が、少なくともそのストレスチェックでいるかということとは分からない。分からないのですよ。もっと職場単位を狭くすれば。江差町全体で17人がいる。そうしますと、どの職場で、そのストレスが生じるような環境があったのか、なかったのか、改善策がなかったのか。先程の答弁では的確な分析、そしてその改善策をとったとは到底伺えない。これちゃんとやりなさいと。義務付けではありませんが、努力規定でやりなさいってなっていますよね。その点について改めて、この17

人もいるということどう考えているのか、再質問で1つ。

それから、再質問でもう1つ。時間外が減っているとは、減っている状況とは言えないということ認めました。今の労働条件見れば、たぶん一定の期間、イベント等も含めれば、一定の期間、若しくは一定の課、若しくは一定の人に、相当の時間外が集中しているということも伺われる。伺われますよ。で、そのことも含めて、やはりきちっとした先程のストレスチェックじゃないけれども、時間外を減らすという縮減計画。これは今日あまり言いませんけれども、国や道や江差町の色々な計画も含めて、縮減しましょうってなっていますよね、なっているのですよ。きちっとそこをね、分析して、労働時間、時間外を減らすということ、そこをきちっとした目標、計画やるべきじゃないですか。その点について、お聞きしたい。

それから、再質問で最後です。先程の臨時職員の問題です。これは、地方自治法改正といってもあと何年後ですか、3年後、4年後。実施はですね、なんですよ。ですからそれはそれとして、臨時職員の対応については適正に色々これから考えなきゃならない。でも今の問題、今の問題ですよ。この資料で、全部はちょっと聞けないと思いますが、例えば福祉、福祉というか保育士、この保育士さんを見ても、5年以上10年以上、ちょっと分かりませんが、いずれにしても常勤ですから、同じ職場で、同じ仕事、子どもさんを預かって子どもを見る。たぶん正規の職員と臨時の職員、同じように対応して、しかし10年も働いていても正規職員からみたらどうでしょうかね。どれぐらいの賃金格差があるのでしょうか。こういうことをね、地方自治法実施になる3年後、4年後ではなくて、今、近々の問題だと思うのですよ。いわばそういう差別と言いますか、も含めて、やはり改善できることは今からしていく。その点が必要だと思いますが、以上再質問。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

小野寺議員から3、3つの観点で質問されたと思っております。

1つ目のストレスチェックにつきましては、17人が高ストレス状態にあったというところでもございましたけれども、議員、数字のことは言わないということでしたけれども、臨時職員含めた188名が対象になっていたと。そのうちチェック表を提出したのが151人であったというところで、その結果17人が高ストレスだったという状況にあります。専門医に相談をする場合の要領といいますか、それにつきましては、高ストレス状態の17人のみではなくて、受診した全ての職員に対して周知をして参りました。受診するようというところで周知をして参りました。結果として、希望、受診希望はなかったというところでもございます。また、あの分析につきましてはですね、議員おっしゃる通り、課ごとの集計はしてございます。その中で範囲が小さいというか、あの課の1つ1つの人数が

小さいというか、そういうところもございまして、個人が特定される懸念もありますことからですね、全体的として、安全衛生委員会へ報告して参ったという状況でございます。

「小野寺議員」

改善策とかやっているのですか。

「総務課長」

はい。

「小野寺議員」

改善策。分析。

「総務課長」

分析につきましてはですね、今言いました通り、安全衛生委員会の中にまずは報告を致しまして、個人が特定されるという状況もございしますので、その辺をどういう形の中で個人特定できないかと、できない方法で分析するかというところについて、今あの検討しているところでございます。

それとあの時間外の縮減に関して、でございます。職員の時間外勤務の縮減についてですけれども、議員おっしゃる通り、国、それから人事院であったり、町も特定事業主行動計画に時間外の縮減、これは謳っているところでございますけれども、全体的に見ても減っていないと言える状況にはないのかなという風に思っております。現状では、具体的な措置を答弁できるものは持ち合わせてございせんけれども、町長答弁の通りですね、縮減に向けて努力して参りますと共に、業務のスケジュール管理につきましても、努めて参りたいと思っておりますので、ご理解を頂ければなという風に思います。

それと、具体的に保育園の体制というところでございます。保育園に関して、現在の保育園の課題と致しましては、保育士を確保するということが困難な状況にあることは事実でございます。小野寺議員、あの確実な保育士を確保するという要因も位置付けながら、長期に継続している臨時保育士を正規職員とすべきとおっしゃって頂いているものという風に思っております。ただ、正規職員化するには、実はあの幼稚園の廃園も見据えているということ。それから、保育園の統合も課題であるということ。それと、さらには正規職員の年齢構成につきましても、現在歪になっているということも課題であることにつきましましては、認識しているところでございます。町長答弁にありましたように、一部職種によっては、考察する必要性が出てくる可能性もあるというところで、ご理解頂ければなという風に思っております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ちょっと時間の関係で。この問題で再再質問。ちょっと最後2つちょっとお聞きします。ちょっと少し早口になります。

あの問題は、これ町長、副町長。問題は個々の仕事の見直しだとか、本当に働き方だとか、その題以前の問題。ちょっと調べましたら、町職員、この10年でだいたい13パーセント減ってますね。私の計算が間違いなければ。15年で30パーセント減っている。で、その15年なり10年なり見て、それだけ職員が減る、それと同じぐらい仕事が減っているのか。そんなことはないでしょう。たぶんですね、課によっては、いやいや10年前、15年前より仕事増えている、それが実態です。ですから、その臨時という、その本当の臨時ではなくて、結果的にはね、経常の仕事を臨時職員で賄っているという部分が圧倒的じゃないですか。やはりね、正職員を本当に町長何回も言っている不補充これでいいのか。定員から見たらかなり、定員から見たら今どうですかね、8割、町職員の今の人数。だから定員が適切かどうかは別として、条例でいう定数が適切かどうかは別として、少なくとも、不補充としてきたこの経過が私は今の休みたくても休めない、時間外についても的確な数字、私に言わせれば的確な把握もしないで、その中で残念ながら減ってないという実態。やはりね、町長、副町長、不補充をするということについてやっぱり、きちっと課によっては見直していく、必要な正職員はしっかりと確保していく、この点が必要だと思うのです。この1点。

もう1つ。さっきちょっと休みの話をしましたが、私ね、これ町長、副町長。やっぱりトップが先頭に立って、年休の取得に向けて号令をかけなかったら、取れないと思うのです。仕事を休むということについて、やはりいわば長期も含めて、夏、冬、長期も含めて休んで、そしてリフレッシュしてまた本当に厳しい仕事かもしれない。また町民に立ち向かうと、真剣に向かって仕事していくと。やはり休みが必要ですよ。年休の取得をそれぞれに任せるのではなくて、町長、副町長がリーダーシップ取って、年休取得を高めていく。そして良い仕事をしてもらう。これやらなかったらだめだと思う。

以上2つについて、再再質問。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

それじゃあの2つでございます。

後半からいきますと、年休のまさしく号令でございますけれども、都度あるごとに町長の方からはまさしくこの休みをしっかりと取って、それから仕事のスケジュール管理も含めて、都度あるごとには、実は課長会議等では言っているところでもございますけれども。本日の小野寺議員の質問を受けつつ、改めてこの辺のところは、きちっとした部分でまた周知徹底を図っていききたいと、このように思っています。ただ、号令をしたからということではなくて、やはりそんなところは、あの休みやすい環境の部分を作っていかなきゃいけないだろうと、こういう風に思っていますので、それはちょっと意を対して参りたいなという風に思います。

それから、長期の臨時職員、この部分、先程保育士の部分も出ましたけれども、一部総務課長も言いましたけれども、1つにはあすなろ幼稚園さんの廃止の方向も決まりました。それからもう1つは、今回行政報告もしました通り、ひのき荘も、職員の方も来年の9月末で廃止をします。そういったところでの、いわばこちらに戻る事務職員、それから一部支援員なんかも事務に移行する場合もございますけれども、それらも見越した中での定員管理計画になるだろうという風に思います。ただ一方、あの保育士にちょっと戻りますけれども、なかなか臨時の保育士も探せない、こういう状況も聞いてございます。それは、あの賃金の単価もさることながら、そういったところは押し並べて、これまで行革を重ねた中のまた部分も影響しているのは事実でございますけれども、業務の、いわばもう1度分析をですね。定員管理、先程ひのき荘やらあすなろ幼稚園の関係もございますので、定員管理の部分での必要な人員の分は、ちょっともう1度私どもも制度設計していきたいと、このように思っています。以上です。はい。

(議長)

小野寺議員、2番目の質問。

「小野寺議員」

大項目2番目に移ります。

同じく働き方ですが、次は教職員の関係についてお聞きします。

学校における働き方についても、昨今いろいろ新聞、テレビで出ておりますが、現在文科省の中央審議会、そこで論議されております。部会等ですね。それで先の8月の29日、その審議会の特別部会から緊急提言が出されております。ご存知だと思いますが、この提言の内容に関わって、以下4項目質問したいと思います。

まず1点目。この中教審の緊急提言の中で、教員が授業や授業準備等に集中し、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要である。しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、事業改善を始めとする教育の質の確保、向上や社会での活動を通じ



た自己研鑽の充実の観点からも学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、学校における働き方改革を早急に、早急に進めていく必要がある、とあります。これは別にどこか特別の学校ということではなくて、全国的に調査した内容について、概括的に出された緊急提言。私は本当に同感です。

まず、以下の問題を深めるためにも、まずはこの提言について教育長の所見をお聞きしたいと思います。これが1つです。

それで、それを踏まえてということになりますけれども、まず2つ目。その2つ目。先程、町長部局でお話ししたと同じ問題です。労働時間の適正な把握。この労働時間の把握というのは労働基準法、民間も公務員ももちろん教職員もまったく同じです。労働基準法が適用に原則なります。それで提言にもありますが、江差の町内小中学校の管理職も含めた教職員の勤務時間の把握、これはどうなっているのでしょうか。

それから3つ目。さっきの提言にもあるのですけれども、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針、計画等。これは江差の小中学校で策定されているのでしょうか。

4つ目。最後であります。提言であります。長期休暇期間においては、一定期間の学校閉庁日の設定を行うこと。こういう風に提言であります。全国でも取り組みの事例が出ております。夏休みとか冬休み、一定の期間学校を閉じると。そういうことによって先生方の休みを制度的にも確保できると。そういう意味合いなのですから。江差町の学校でもぜひ実現すべきと考えますが、如何でしょうか。

以上4点、教育長にお聞きします。

(議長)

はい、「教育長」。

「教育長」

教職員の労働環境について、4点に渡ってのご質問でございます。

最初に、学校における働き方改革を早急に進めていくことについての教育長の所見について、でございます。町内の教職員の勤務実態について、部活動の指導や、生徒指導関係、授業の準備等のための長時間勤務が発生している実態については十分認識をしております。教員が子ども達の指導に専念し、子ども達1人1人に向き合う時間を確保することが大切なことから、教職員の健康管理を含め、労働環境の適正化を図る必要があると認識しております。仕事と生活の両立や健康維持、公務効率の向上等の確保は重要な課題であると考えております。勤務環境改善に向けた取り組みを推進して参りたいと考えております。

2点目の、管理職も含めた教職員の勤務時間の把握について、でございます。町内全小中学校におきまして、管理職が残っている場合は目視により確認をしております。なお、管理職が残らない場合は、自己申告により確認をしているところでございます。しかし、個々の職員の業務の従事時間については、記録はしていないという状況でございます。ま

た、今後の勤務時間を把握するための出退勤の管理方法については、道教委の対応状況と連動した形の中で、取り進めをして参りたいと考えております。

3点目の時間外勤務の削減に向けた業務改善方針、計画はされているかということですが、江差町としては方針、計画という形では確定はしておりません。北海道教育委員会より毎年教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組み方策が示され、全道的に強化していく取り組みや、新たに取り組むべき事項を重点取り組みとして各学校において推進しております。また、檜山管内においても小学校、中学校の代表者及び各町教育委員会職員、檜山教育局職員で構成する管内時間外勤務等縮減推進会議を毎年開催し、各町の取り組み状況や意見交換等を実施し、各町共通認識のもと、時間外縮減に向け取り組んでおります。

4点目の長期休業期間に一定期間の学校閉庁日の制定をとということですが、北海道では札幌市が今年度お盆期間を含め、6日間学校を閉める夏季休業日を試験的に設定してございます。これについては、教職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりにも繋がる可能性もありますので、学校としてどのようなメリットがあるのか等も含め、校長会、教頭会で協議し、検討をすることとしておりますので、ご理解お願い致します。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

分かりました。

正直言いまして、なかなか業務改善といっても、それで基本的な今の労働環境を大きく改善できるかといったらなかなか厳しいというものもあると私も承知しております。でもやはり今やれることは何なのかという点でいうと、ちょっと再質問ということで2つお聞きしたいと思うのですけれども。

1つは今ちょっと言ったやれること、市町村教育委員会がやれること、それから現場がやれることという、先程もちよつと言いました、自分たちの職場の業務改善。これは今答弁で出ましたけれども、それ具体的に個々の学校ごとによって、もっと改善できることがあるのではないか。あの教育長、去年も、何でしたっけ、タスクフォース報告とかって色々出ましたよね。ご存知ですよ、教育長ね。あの中にも去年の6月13日に都道府県教育長宛てに通知出して、それが市町村にありてははずなのですから。あの中にもいろいろ改善方策、全国的な学校で取り組んでいる改善方策をできないだろうか。ですから、まずやれることが何か無いかというの、現場任せではなくて、教育委員会も含めてきちつと業務改善をやっていく。それを改めて私は求めたいと思うのですが、まずその1点。

それからもう1つ。この改善ということはですね、今何出来るかといったら、国に対して教職員を増やせと、その声をね、言っていくしかないと思っています。これは、この問題の8割9割は教職員が少ないということなのです。労働条件をきちっと守るとすれば、確か4割くらい教職員を増やさなかったら改善できないと。数字的に。江差がどうかは別として。全国的に。つまり圧倒的に教職員が少ない。そういう点では、今正しくちょうど中教審でこの問題やっています。かなり突っ込んだ論議していますね。教育長知っていますよね。中教審で。今までにない論議ですよ。中学校の部活をどう考えたらいいかだとか、やっていますね。ですから、教員の労働強化、労働時間が延びている中の問題点が部活だという問題意識もしっかり掴んで論議はしているのですけれども、教職員を増やせと。そのことも色々な立場で、会議で、国に対して言っていかなかったら、私はこの問題解決しない。この2点。

現場でやれることと、国に対して教職員を増やすということ。この2つをしっかりと求めていく必要があると思いますが、2点について再質問。

(議長)

はい、「学校教育課長」。

「学校教育課長」

小野寺議員の質問にお答え致します。

まず、学校、それと教育委員会、それぞれでやれることと、教職員の負担感を減らすことの部分でございますけれど、まずあの学校としての独自の取り組みということでございますけれど、何点かあります。部活動休止日の設定、当分です。それと部活動につきましても、季節ごとによる長短の設定、時間をそれぞれその季節によって短くしたり、そういうことも学校独自でやってございます。あと部活動につきましても、顧問の複数化。これは1人じゃなくて2人以上顧問も町内の学校でおいてございます。それと部活動について、またテスト前の3日間の部活動休止だとかもしてございますし。あと、校長、教頭、教務主任におきまして、教職員の業務について点検及び確認の実施をしております。

それと月に1度の定時退職日の設定もしてございますし、学校の施錠時刻の確認。それと大きな行事の後に、定時退勤強調週間を設定等もしてございます。また、一部の学校におきましては、学級担任の業務の軽減を図るために、学級担任及び加配教員等がチームとなって、取り組んで独自の取り組み等もしてございます。だいたい学校の方での独自の取り組みはこのようなことでございまして。

あと教育委員会としての取り組みでございますけれど、教育委員会としての調査物等を減らして、業務負担を極力軽減もしてございます。それと、校長、教頭の管理職による声かけの指導もしてございます、あと、若干こっちの方も関係あると思うのですが、ALTの派遣。それとふるさと教育における教育委員会職員の派遣。それから退職教員等の外部

人材活用事業で、臨時講師等も派遣してございます。あと特別支援教育支援員の配置だとか、スクールカウンセラーの配置と。教育委員会としても、教員の負担感の軽減に最大限努力しておりますし、今後とも、継続して取り組んで参りたいという風に考えてございます。

それと、教職員が少ないということでございます。時間外業務が増える1番の要因は議員おっしゃる通り、教職員が十分足りていないということだと思いますし、国に対して、教職員定数の改善等についても要望も継続して参りたいと思います。また、国に対して持続可能な勤務環境整備のための支援をさらに充実して頂けるように、北海道教育委員会連合会等を通して、今後も要望して参りたいという風に考えてございます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

私の質問の最後、3問目です。

介護保険についてお聞きしたいと思います。

(議長)

最後か。はい、3問目。

「小野寺議員」

はい。4項目あります。順次行います。

まず1つ目ですが、昨年来、この場だとか色々な質疑でもこう取り上げてきましたが、今年4月から要支援1、2のサービスが市町村による新総合事業へと移行されました。いわゆる緩和した基準によるサービスというのが導入されて、それも市町村では可能になったと、ということなのですが、全国的な事例では、これまで専門的なサービスが一定の講習や実習を受講した無資格者のサービスに置き換えられると、そういうケースが出ております。

まず1点目でお聞きしたいのは、江差として、この新総合事業の実施状況どうなっているのか。端的にお聞きしたいと思います。

それから2つ目です。実は、この介護保険の問題は、今言ったその新総合事業、つまり要支援1、2、軽い、軽度の人たちを国の責任から切り離しちゃうと。で、こういう仕組みというのがまた改めて今、国で論議されております。要介護1、2を切り離すとか、いろんなことも含めて今国の方で論議されているのですけれども。1番問題は、その介護認定、今江差町でも相当の方が介護認定受けております。それから、介護保険料も高いとい

うこともありますが、結局介護給付が、全体的に大きいということが全体にあるのですけれども。それを削減した自治体、そこに優先的に財政支援を受けられると、そういう仕組みが、実は先般の通常国会で決められました。決められたのです、実は、もう。で、事業所も成果を上げれば、つまりそういう風に少しでもよくいう卒業とかですね、そのサービスを受ける人が少なくなる。そういう成果が上がればその事業所も財政的な支援を受けられるとか。で、その逆に自立支援に積極的だと、一所懸命何かやってないねって評価されればペナルティがかけられると。これも決まっちゃったのです、国の方で。こんなことやっていたら、結局あの自治体、江差町とは言いませんよ。自治体とか事業所は、その国からの財政支援を受けるために、その競い合って、介護認定者だとか、サービスの削減に走ってしまうと。そうすることによって、お金が、国からきますよと。で、今、国の方でよく国会で論議になっているのですが、介護難民を生じさせると。利用料も大変高くなって大変だ。こんなことを今、国の方でしているし、さらに強烈なものも今、来年度以降行おうとしているのですよ。

私は、まずは自分の町の介護をしっかり守らなきゃなりませんけれども、現場の方々一所懸命努力されておりますけれども、大元の国が、どんどんどんどんもう削減する。そんなことやっていたら、町村の担当者の立つ手ない。それでね、きちっとね、国とか厚生労働省にね、あの町村会等使いながら、こんなことやめなさいと。安心して適切な介護を受けられる、そういう制度にきなさいと。これを市町村が言っていかなかったら、大変な法律改正。もう既に導入されちゃったし、これからも導入しようとしている。しっかりとそれ町長がやるべきだと思うのですが、その点についてお聞きします。

3つ目。昨今、新聞、テレビで認知症のことがもう非常に大きく報道されてきております。将来推計も大変な数字が出ておりますよね。江差町でも頑張って、町広報にも認知症カフェというチラシ入っておりました。一所懸命頑張っております。私の住んでいる地域、南が丘なのですけれども、老人クラブ等の会合に出ますとね、本当にこの認知症の問題よく出ます。深刻な実態も、私の地域でも本当にあります。町長はこの認知症について、江差町の各地域の状況、どんな風に押さえているか、お聞きしたいと思います。あの新年度の予算にも、この認知症の問題、認知症総合事業という名前で改めてあの計上されておりますが、江差町としてどのように取り組むのか、お聞きしたいと思います。

最後です。権利擁護の事業についてなのですが、この問題はあの認知症の高齢者にはもちろん限りません。あの権利擁護でいいますと、知的障がい者だとか精神障がい者も関わってきますけれども、いわば判断能力が十分でない方が地域で自立した生活が出来るようにサポートすると。これが権利擁護事業ですけれども。そこで重要な役割果たすのが、成年後見センター実施機関。今回補正でも関連予算が計上されておりますが、私はここできちっと一般質問でお聞きしたいと思いますけれども、江差町はこの成年後見センター実施機関どう検討するのか。私は体制が整っている江差の社会福祉協議会に委託するのが1番あの適切というか、早道というか、の方法だと考えますが、如何でしょうか。

以上4点についてお聞きしたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

はい、「町 長」。

「町 長」

小野寺議員から介護保険制度について、4点のご質問がありました。

まず1つ目の新総合事業におけるサービス事業所の状況についてのご質問でございます。新総合事業につきましては、議員ご指摘の通り、緩和された基準によるサービスも導入できることになっておりますが、当町におきましては、無資格者の事業所ではなく、訪問介護、通所介護共に、平成27年度以前に道の介護保険サービス事業所の指定を受けた事業所が、町がみなし指定し、現行相当サービスの提供をしており、指定事業所数は訪問介護6か所、通所介護4か所となっております。なお、総合事業への移行につきましては、要支援認定更新時期に合わせて随時行っており、12名が総合事業対象者として認定され、サービス利用しております。

2点目の平成29年6月2日に公布された地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について、のご質問でございます。改正のポイントは、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続性の確保でございます。議員ご心配の財政支援を受けるために、介護認定や介護給付を削減するのではないかとという点でございますが、自立支援、重度化防止に取り組む保険者に対して、財政的インセンティブの、インセンティブを付与するという改正内容から推察します。現在、社会保障審議会において、評価指標の確立に向けて検討を始めているところと確認しております。適切なサービスを提供することはもちろん、持続可能な制度としていくことも重要であり、今後の国の動向を見ながら取り組みを図って参りたいと考えております。従いまして江差町のみならず、全市町村における国の制度がどう影響してくる、影響してくるのかは前段に申し上げましたように、動向を見た上で町村会等の議論の場になるのかどうかを判断して参ります。

3点目の認知症の現状把握と事業展開についてのご質問でございます。認知症高齢者等の人数把握は困難であります。高齢者人口の約6パーセントは認知症であると推計でき、高齢化に伴い、認知症予備軍の方も含めると今後も増加していくものと考えられます。地域生活における困りごとの陰に認知症があることが多い現状もあり、認知症予防はもとより、認知症になっても、自分らしく住み慣れた地域で生活出来る体制作りが求められており、地域支援事業や国が策定した認知症高齢者等が自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す新オレンジプランに基づき事業を行っております。

議員ご指摘の認知症総合支援事業の取り組みですが、認知症地域支援推進員の配置につきましては、地域包括支援係職員が研修を受けてサポーター養成講座、認知症カフェ、講演会等を開催し、認知症の正しい知識・普及に努めております。また、認知症初期集中支援推進事業ですが、支援チーム立ち上げに必要なサポート医、サポート医、研修を受けた医師を確保し、平成30年4月には立ち上げ出来るよう準備を進めているところでございます。

4点目の権利擁護事業における成年後見センター実施機関の立ち上げについて、のご質問でございます。高齢者人口や認知症の増加に伴い、介護サービス契約行為や金銭管理等が困難になり、何らかの支援が必要な方が増えてくることが想定されていることから、江差町においても権利擁護事業を推進するための体制整備が課題となっております。平成26年度には、同補助事業を活用し、市民後見人養成講座を開催し、9名が市民後見人となり、現在は社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業の支援員として活躍しております。成年後見センター実施機関は、権利擁護事業全般の相談、支援窓口となる機関でございます。その業務には市民後見人養成や資質向上、業務支援があります。権利擁護支援が必要な方は増加するものの、後見を請け負う専門職が少ない当町におきましては、市民後見人が担う役割が大きいものと考えており、成年後見センター実施機関の設置は重要な課題の1つであります。今定例会で補正議案として、権利擁護人材支援体制構築事業を計上させて頂きましたが、その事業で成年後見センター実施機関設置検討委員会を開催致します。議員ご指摘の実施機関委託先につきましても、この委員会の中で検討を行うこととなっておりますので、今回の議員のご指摘は貴重なご意見として伺っておきます。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

議長。

ちょっと時間ないので、再質問あの2、3考えた中で1点だけ。これは、多分、課長が答えるかなと思うのですが。認知症について課長、ちょっとお聞きします。

もちろん認知症の対策となれば、あの健康推進課だけでなく、もっと幅広い関連の課も含めたことにきつとなろうかと思うのですが、通りあえず健康推進課長にお聞きするということになると思うのですが。

あの、地域ではなかなかこの認知症の問題について、よく分からないとか、もう少し大きな講演会、カフェも含めて、これはこれで本当に頑張ってほしいのですけれども。もうちょっとこう身近な、場合によっては自分の周りのことも相談したいだとか、役場に、病院に行くのはなかなかちょっと気引けるなだとか、という意味では、この間もやっているのかもしませんが、もう少し地域に、あの役場、保健師さん等、地域にちょっと入って

もらって小回りでその認知症のことについて勉強できるだとか、場合によっては、その地域の問題点も逆に少しえぐり出すだとか。そういうことを、是非積極的にやってもらいたいなと思うのですよ。集中、何だっけ。あのこれからの大きな事業ありますけれどね、なかなかそれが今すぐ個別の対応になるかったらなかなか難しい面も私はあると思うのです。そういう点でちょっと小回りの効く認知症対策、ぜひやってもらいたいと思うのですが、ちょっと課長の所見も含めてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

認知症の周知に関しまして、地域に入って、小回り、小規模な対策をできないのかということのご質問かと思えます。議員ご指摘の通り認知症に関しましては、認知症を理解して頂こうという事業としまして、認知症サポーター養成講座や講演会等実施しておりますが、それとはまた別にシニアライフ応援事業ということで、あの地域の依頼によりまして、地域の集会所や個別の、小さな個人宅とかにもお邪魔をしまして、小規模な勉強会を開催しております。こちらにおきましては、認知症に限らず、依頼の、希望のあった内容に対して行っておりますので、ぜひ活用して頂きたいなという風に考えております。

(議長)

はい、いいですか。

「小野寺議員」

宜しく申し上げます。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は全て終了致しました。

これで一般質問を終結致します。

1時15分まで休憩致します。